

◎新潟県告示第1438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成24年12月11日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 村上都市計画道路
- (2) 名称 1・5・4号 朝日山北幹線道路

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

村上市上野、川端、猿沢、檜原、板屋越、早稲田、塩野町、大須戸、蒲萄、大沢、大毎、北中、北黒川、中津原、北田中、北赤谷、板屋沢、遠矢崎、上大蔵、立島、下大蔵、勝木、基石、府屋、堀ノ内、岩崎及び中浜の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成24年12月11日
至 平成24年12月25日

(2) 場所

- ア 村上市田端町6-25（〒958-8585）
新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課
- イ 村上市三之町1-1（〒958-8501）
村上市都市整備課
- ウ 村上市岩沢5611（〒958-0292）
村上市朝日支所産業建設課
- エ 村上市府屋232（〒959-3993）
村上市山北支所産業建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。